

●香川県告示第245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和7年12月12日から令和8年1月8日まで一般の縦覧に供する。

令和7年12月12日

香川県知事 池 田 豊 人

1 道路の種類 県道（主要地方道）

2 路線名 詫間琴平線（23号）

3 道路の区域

区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
三豊市高瀬町上麻字櫻谷1589 番1地先から	9.0～30.5	195	平成29年1月6日付け香川県告示第2号で変更した区域の一部
三豊市高瀬町上麻字城谷1573 番1地先まで			

4 供用開始の期日 令和7年12月12日